

平成30年度羽曳野市保育施設等利用者負担額表

利用者負担額（月額）

<H28～国の段階的無償化の推進を含む>

2017/11時点

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分			平成30年度						
階層	定義		3歳未満児		3歳児		4歳以上児		
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護世帯による被保護世帯（単給世帯を含む）および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進および永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	0	0	0	0	
B	市民税非課税世帯	B0	ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯)	0	0	0	0	0	0
		B1	一般世帯	3,500	3,500	3,000	3,000	3,000	3,000
C	市民税所得割課税額 48,600円未満	C1	ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯)	3,500	3,500	3,000	3,000	3,000	3,000
		C2	一般世帯	10,700	10,600	8,800	8,700	8,800	8,700
D	C階層を除き、市民税所得割税額が次の区分に該当する世帯	D1～3 D4一部	所得割税額 <b>77,101</b> 円未満のひとり親世帯等	3,500	3,500	3,000	3,000	3,000	3,000
		D1	所得割税額 <b>48,600</b> 円以上 <b>53,600</b> 円未満の世帯	12,700	12,500	10,700	10,600	10,700	10,600
		D2	所得割税額 <b>53,600</b> 円以上 <b>61,000</b> 円未満の世帯	14,300	14,100	12,700	12,500	12,700	12,500
		D3	所得割税額 <b>61,000</b> 円以上 <b>70,000</b> 円未満の世帯	16,200	16,000	14,700	14,500	14,700	14,500
		D4	所得割税額 <b>70,000</b> 円以上 <b>82,000</b> 円未満の世帯	20,300	20,000	18,700	18,400	18,700	18,400
		D5	所得割税額 <b>82,000</b> 円以上 <b>97,000</b> 円未満の世帯	21,700	21,400	19,800	19,500	19,800	19,500
		D6	所得割税額 <b>97,000</b> 円以上 <b>116,000</b> 円未満の世帯	26,000	25,600	24,000	23,600	21,500	21,200
		D7	所得割税額 <b>116,000</b> 円以上 <b>140,000</b> 円未満の世帯	31,000	30,500	26,000	25,600	23,500	23,200
		D8	所得割税額 <b>140,000</b> 円以上 <b>169,000</b> 円未満の世帯	37,000	36,400	26,500	26,100	24,000	23,600
		D9	所得割税額 <b>169,000</b> 円以上 <b>205,000</b> 円未満の世帯	42,500	41,800	27,000	26,600	24,500	24,100
		D10	所得割税額 <b>205,000</b> 円以上 <b>249,000</b> 円未満の世帯	46,000	45,300	27,500	27,100	25,000	24,600
		D11	所得割税額 <b>249,000</b> 円以上 <b>301,000</b> 円未満の世帯	48,500	47,700	28,000	27,600	25,500	25,100
D12	所得割税額 <b>301,000</b> 円以上 <b>397,000</b> 円未満の世帯	55,000	54,100	31,000	30,500	26,500	26,100		
D13	所得割税額 <b>397,000</b> 円以上 または未確定の世帯	72,800	71,600	39,000	38,400	32,000	31,500		

利用者負担額について

☆利用者負担額のうち、4月～8月については前年度、9月～3月分については当年度の市民税額をもとに算定され、児童の父母の課税額の合計で決定します。  
ただし、父母の市民税額が非課税等の場合は、同居する祖父母等の課税額により決定します。

☆兄弟姉妹が同時に保育園・幼稚園・認定こども園・通園施設等に入園している場合は、**年下の児童の利用者負担額が軽減**されます。  
(軽減の申請にあたっては、入園していることが確認できる書類の提出が必要な場合があります。)  
2人目：**2分の1**  
3人目以降：**0円** となります。  
この場合の兄弟姉妹の数も、年齢が高い順に「〇人目」と数えます。

☆国の条件に併せて、B1階層世帯は第2子以降0円とします。

☆C2、D1およびD2の一部(税額57,700円未満)の世帯について、第2子以降の年齢制限を撤廃しています。

☆住宅借入金等特別控除等は適用前の市民税額で算定されます。

☆今後、国の方針に基づき料金が変わる場合があります。